

岩内商工会議所「見舞金・祝金制度」取り扱い規約

(目的)

本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的とし実施する生命共済制度の一部をなすものである。

(対象者)

当商工会議所が運営する生命共済制度のうち、当商工会議所独自に給付を行う見舞金等の各制度について定めるものであり、その対象者は会員事業所の生命共済に加入する事業主及びその従業員(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

会員事業所は当商工会議所に対し、生命共済の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別紙1に定めるとおりとする。また支払いはそれぞれ年1回を限度する。

(脱退)

次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって生命共済から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- ② 会員事業所が生命共済の掛け金を期日までに支払はなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付)

対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じて、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の手続きを行うものとする。なお該当日(病院入院開始日、事故通院開始日、入籍日、出産日)より3年を経過した後の請求については支給しない。

(付則)

- ・この取り扱いは、令和元年10月 1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

● 病気入院見舞金

対象者が5日以上継続入院をした場合に病気入院見舞金として支給する。

● 事故通院見舞金

対象者が傷害を被り、5日以上医療機関へ通院した場合に事故通院見舞金として支給する。(入院給付金が支給された場合は支給しない)。

● 結婚祝金

制度運用開始から加入1年以上経過した加入者が結婚した事業年度に支給する。

● 出産祝金

制度運用開始から加入継続1年以上経過した加入者及び配偶者が出産した事業年度に支給する。

<給付できない場合>

共通

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故及び加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故による。
- ・請求当月分の掛け金が入金されないとき

■ 病気入院見舞金

- ・正常出産による入院の場合

■ 事故通院見舞金

- ・針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

別表2 見舞金・祝金給付請求書

見舞金区分	必 要 書 類
病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書(コピー可)
事故通院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・通院日数・対象者名のわかる領収書等(コピー可)
結婚祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定の請求書 ・戸籍抄本等(その他結婚年月日を証明する書類のコピーでも可とする)
出産祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定の請求書 ・戸籍抄本等(その他出産年月日を証明する書類のコピーでも可とする)